



犬・猫の飼育マナーを守りましょう

■問合せ／環境対策課 (☎58-5111・75-3111 内線2286)

犬・猫に関する被害や苦情の相談が多く寄せられています。放し飼いや鳴き声による騒音、糞尿の後始末に関する苦情などです。

これらの苦情などは、飼い主のちよつとした心がけで改善できます。

ルールを守って近所の方に、迷惑をかけないようにしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!!

犬の登録と狂犬病の予防注射の接種が法律で義務付けられています。動物病院若しくは春・秋に実施する集合注射を受けてください。

狂犬病は日本では発症していませんが、近隣諸国(中国、ミャンマー、インド他)での発症事例が多数あります。日本での発症を防ぐためにも必ず予防接種を受けてください。



糞の後始末をお願いします!!

飼い主の多くは糞を持ち帰って後始末を行っています。しかし、一部の飼い主が糞を放置することで、近所の方にたいへん迷惑をかけることとなります。必ず飼い主が適正に後始末してください。

犬はつないで、猫は室内で飼いましょう!!

県の条例で、犬の放し飼いは禁止、猫は室内で飼うように定められています。

放し飼いは、咬傷事故や野良犬・猫の増殖の原因となり、近所の方にたいへんな迷惑となります。

また、犬の散歩中にリードを外す行為も禁止されています。特定犬については、オリの中で飼ってください。

犬・猫にエサだけを与えないでください!!

「かわいそう」という理由で、野良犬・猫にエサだけを与えている方がいます。飼うなら責任を持って飼ってください。

エサだけを与える飼い方は最も無責任な飼い方で、咬傷事故や野良犬・猫の増殖など、近所の方にたいへんな迷惑となります。絶対にやめてください。



小さな命を守りましょう!!

動物を捨てることは動物愛護法に違反する行為です。子犬や子猫が生まれて困る方は、避妊手術を受けてください。

また、犬・猫に関する相談は茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)にご相談ください。

寄付

寄贈

(株)常陽銀行から各中学校に「いばらきっ子郷土検定問題集」寄贈

株式会社 常陽銀行から、市内5校の中学校に「いばらきっ子郷土検定問題集」が寄贈されました。

この問題集は、平成25年11月に中学2年生を対象に、子どもたちが郷土に愛着をもってもらうことを目的として茨城県が開催した、「いばらきっ子郷土検定」の市町村大会で使用された問題と解説を同銀行が冊子にまとめたものです。

「桜川市には、歴史的な町並みが数多くあります。郷土検定の練習と郷土を学ぶ教材として活用してほしいです」と、同銀行大門卓行真壁支店長は話していました。



(株)常陽銀行真壁支店の大門卓行支店長(写真左)から中島教育部長に、「いばらきっ子郷土検定問題集」が手渡されました。

桜川市消防団

市の教育振興へ寄付



大塚市長(写真左)へ目録を渡す皆川光吉消防団長(写真中央)

桜川市消防団(皆川光吉消防団長)から、桜川市の教育振興のために、寄付がありました。

これは、市消防団が団員相互の親睦と融和を目的に毎年開催しているチャリティーゴルフ大会の際、消防団員および消防関係者が募金し、それを寄付したもので、今年で8回目となります。

皆川消防団長は、「今年も本大会への参加者の協力で、募金がたくさん集まりました。桜川市の将来を担う子どもたちの教育振興に役立てていただきたいと思います」と話していました。

寄付

寄贈